

紙おむつ支給事業

在宅で介護をしている家族や一人暮らしの高齢者を支えるために、紙おむつ支給事業を行っています。平成 30 年度に利用されている方も、平成 31 年度分は新たに申請が必要です。受付は下記窓口で随時行っています。なお、支給開始は申請された月の翌月からとなります。



◇対象者

要介護認定者（要介護 1～5）のうち、在宅で家族による介護を受ける者または次に該当する者

- ①身体障害者手帳を有し、上下肢及び体幹の著しい障がいにより、要介護状態にあると認められる者
- ②療育手帳を有し、著しい発達遅滞により生活全般において、要介護状態にあると認められる者
- ③独居世帯の要介護者

※要支援 1・2 の方は対象となりません。

※施設（グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む）入所者及び短期宿泊（ショートステイ）を 1 か月に 20 日以上利用されている方は対象となりません。

◇助成額

- ・要介護 1 月 1,000 円
- ・要介護 2・3 月 2,000 円
- ・要介護 4・5 月 4,000 円
- ・要介護認定を有しない者 月 1,000 円

※申請翌月 1 日現在の介護度で助成額を決定しますが、本年 10 月 1 日現在で要介護度が変わる方は、助成額を再決定します。

●申請・問合せ先

- ・保健課 介護・高齢者支援係 Tel75-4960
- ・浮羽市民課 Tel77-2112

子どもの人権問題



人はだれもが尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などを超えて、すべての人に生まれながらに与えられた権利です。もちろん子どもにも同様に人権が備わっているのです。

しかし、近年では子どもたちが、いじめ、体罰、虐待などの犠牲になるなど、大きな社会問題になっています。

子どもたちの尊厳を守るため、1989 年（平成元年）11 月、国連で「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、**地球上のすべての 18 歳未満の子ども**が社会的に保護され、基本的人権が尊重されるよう各国が取り組むようになりました。日本も 1994 年（平成 6 年）に批准しており、国内でも「子どもの権利」を守る取組が行われています。

子どもの人権問題のひとつが「いじめ」の問題です。いじめが原因となって自殺に至る場合や傷害などの事件となるケースなど、痛ましい事件が後を絶ちません。

いじめの背景はさまざまですが、特に近年「ネットいじめ」と呼ばれるインターネット上の掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を悪用するなど、巧妙かつ陰湿なケースも多く、発覚しにくいものもあります。

いじめは、いじめる側に、いじめに対する認識、自覚が不足していることが根本的な要因です。軽い気持ちで始めたことが次第にエスカレートし、重大な結果に至ってから気づいても遅いのです。また、自らがいじめのターゲットになることを恐れ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをするようなこともいじめを助長する要因となっています。

「いじめられる側にも問題がある」という声がいまだに聞かれますが、いじめを正当化する理由など存在しません。いじめにあった子どもは悩み苦しめ、自分に非があると思うようになり、その後の人間形成に悪影響を及ぼす可能性もあります。さらには、いじめを見て見ぬふりをしたり、いじめた側の子どもたちも、その後の成長の中で自らが行ったことを振り返り、精神的に苦しむこととなります。**いじめは、被害者だけでなく、傍観者も加害者をも不幸にするのです。**

また、いじめは、**当人同士での解決が困難な問題**です。子どもは周囲の大人たちに対して、なかなか相談しないものです。

大人は日頃から、子どもの話に耳を傾け、学校や家庭、そして地域社会と連携して解決のための手助けをするとともに、いじめをなくすためにいじめの問題点と人権の大切さを正しく伝えていく必要があります。

●問合せ 人権同和対策室 Tel75-4984